

●香川県告示第252号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成25年5月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第1号
- 2 指 定 年 月 日 平成25年4月30日
- 3 指定道路の位置 観音寺市昭和町3丁目甲1722番、甲1723番、甲1724番3及び同地先農道・水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 6.22メートル～6.31メートル
延長 66.86メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。